

清瀬市まちを美しくする条例の一部改正への意見に対して提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方

平成23年11月1日から11月20日までの20日間において、清瀬市まちを美しくする条例の一部改正に対するパブリックコメントの募集を行った結果、6人の方から11件の意見等が提出されました。

これらの意見等について適宜要約し、整理したうえで意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要領第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

提出された意見の概要（件数2件）	賛成です。改定案について歩行者の歩行中の喫煙に日々迷惑で注意もできなかった。受動喫煙防止につながる。形骸化させず活性化する取り組みとその改定を評価し、強く支持します。
市の考え方	清瀬市まちを美しくする条例一部改正より、歩行中の喫煙が無くなるよう取り組んでまいります。
提出された意見の概要（件数2件）	文章的におかしい。
市の考え方	文章については、再度見直しをしました。
提出された意見の概要（件数2件）	市が実施する施策に協力をするとあるが協力しない場合はどうするのか
市の考え方	協力しないことはないと考えます。
提出された意見の概要（件数1件）	徴収した過料の活用方法や定期的な公表の手法について
市の考え方	過料については、市の歳入に組み込みます。 公表については、市報及びホームページで行いたいと考えます。
提出された意見の概要（件数2件）	重点地域はどこですか。

市の考え方	清瀬駅南口一帯及びふれあい通りと清瀬駅北口一帯及びけやき通り市役所前までを指定しています。ペDESTERIANデッキは、特に防止強化のための重点地域に含まれています。
提出された意見の概要（件数1件）	過料 2,000 円以下とあり、徴収方法や推進委員の効力及び市長の指定する職員は誰で担当部署はどこになるのか
市の考え方	担当部署は、環境課が当たり、推進委員と職員との協力により、啓発、注意、警告等を行いそれでも守らないものに対して過料を徴収いたします。
提出された意見の概要（件数1件）	歩行中、走行中だと立ち止まって喫煙する者も出てくる、市内の路上での全面禁煙は出来ないのか
市の考え方	路上全面禁煙は出来ません。路上でも立ち止まっの喫煙は、周辺に迷惑とならないようマナーを遵守すれば禁止とはなりません。